

## 1. 制定の目的と適用範囲

### 1 制定の目的

- 1) この環境マニュアル(以下、「本マニュアル」とする)は、東武商事株式会社(以下、「当社」とする)が環境マネジメントシステム(以下、「EMS」とする)を構築するための指針として当社の実情に合わせ制定したものである。

### 2 適用範囲

#### 1) 事業活動

- a) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業
- b) (特別管理)産業廃棄物処分業
- c) 産業廃棄物の資源化(廃油→再生油)・販売

#### 2) 事業所

松伏事務所(本社) 及び松伏リサイクルセンター	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 4-4-4
吉川リサイクルセンター	埼玉県吉川市旭 3-1
柳町リサイクルセンター	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町 1025-1
松伏スマート・リサイクル・システムズ(MSRS)	埼玉県北葛飾郡松伏町田島東 1-4
吉川スマート・リサイクル・システムズ(YSRS)	埼玉県吉川市旭 3-1
北関東事業本部	栃木県那須塩原市北赤田 1575-38
那須環境センター(NKC)	栃木県那須塩原市北赤田 1575-8
那須総合リサイクルセンター(NRC)	栃木県那須塩原市北赤田 1575-9

#### 3) 従業員

- a) 役員、社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトを含む、全社員とする。

## 2. 引用規格

引用する規格はない。

## 3. 用語及び定義

本マニュアルで使用する用語及び定義は、次による。

トップマネジメント	社長及び副社長
環境管理事務局	環境管理責任者の指示に従い、EMSの推進のための実務を行う組織